

子ども・子育て会議の審議案件

子ども・子育て支援事業計画(案)	第1回	第2回	第3回	第4回
第1章 計画の策定にあたって				
1 計画策定の趣旨	○			
2 計画策定の背景	○			
3 計画の基本的な事項	○			
4 計画策定経過	○			
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状				
1 人口の動向		○		
2 家族の状況		○		
3 保育所および幼稚園、小学校等の状況		○		
4 子ども・子育て支援の状況		○		
5 ニーズ調査の結果		○		
6 「子どもの貧困」対策のための支援者調査の結果		○		
7 第一期計画の評価と課題	○			
8 課題と方向性		○		
第3章 計画の基本的な考え方				
1 基本理念		○		
2 草津市の目指す子ども「草津っ子」		○		
4 基本的な視点		○		
5 基本目標		○		
6 施策の体系		○		
第4章 子ども・子育て支援施策の展開				
目標1 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり		●	○	
目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり		●	○	
目標3 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり		●	○	
目標4 子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり		●	○	
目標5 社会全体 で子育てを支援する環境づくり		●	○	
第5章 重点的な取組 (子ども・子育て支援法 法定必須記載事項)				
1 基本事項		●	○	
2 就学前の教育・保育		●	○	
3 地域子ども・子育て支援事業		●	○	
第6章 重点的な取組 (子ども・子育て支援法 法定必須記載事項以外)				
1 子どもの貧困対策の充実		●	○	
2 児童虐待防止対策の充実		●	○	
3 障害のある子どもへの支援の充実		●	○	
4 「草津っ子」育み事業		●	○	
第7章 計画の推進に向けて				
1 それぞれの役割と責務				○
2 推進体制				○
3 計画の検証方法と中間年度での見直し				○

●:項目のみ

子ども・子育て会議の審議案件

子ども・若者計画(案)	第1回	第2回	第3回	第4回
第1章 計画策定の趣旨				
1 計画策定の背景		○		
2 計画の対象(本計画における「子ども・若者」の定義)		○		
3 計画の位置づけ		○		
4 計画の期間		○		
第2章 草津市の子ども・若者・子育て家庭を取り巻く現状		○		
第3章 計画の基本的な考え方				
1 基本理念			○	
2 基本目標			○	
3 施策の体系			○	
第4章 施策の展開				
1 全ての子ども・若者の健やかな成長と社会的自立への支援			○	
2 困難を有する子ども・若者やその家族への支援			○	
3 子ども・若者の健やかな成長のための社会環境の整備 (担い手育成を含む)			○	
第5章 計画の推進				
1 市の推進体制				○
2 計画の進行管理				○
3 市民・事業所・市との連携				○

第1章 計画の策定にあたって

2 計画策定の背景

(1) 子育て環境の変化

平成 26 年、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されると、わが国において長期的に大きな課題となっている少子高齢化と人口の減少に対応するための様々な施策がスタートしました。

特に、子ども・子育ての分野においては、若い世代が希望する時に結婚し、安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備を計画的に進めていくための指針が示されています。

また、経済の長期的な低迷傾向や男女共同参画意識の醸成などにより、共働き世帯はさらに増加しています。本計画においても、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という考え方を基本としますが、子育てが父母や家庭内で完結するものではない状況がより鮮明になっており、職域や地域等の社会がそれぞれの立場から相応の負担を引き受け、協力し合いながら子育てを進めていくことが不可欠となっています。

(2) 支援が必要な子どもへの対応

平成 29 年4月に改正社会福祉法が施行され、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体がつながる「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められており、生活困窮、子どもの貧困、権利擁護、子どもに対する虐待やいじめ、およびそこから派生する子ども・子育て世帯の社会的な孤立等の課題に対して、一層の社会的な関心と支援が必要とされています。

また、国際化の進展に伴い、海外から帰国した子どもや外国籍の子ども、両親が国際結婚の子どもなど、外国につながる子どもが全国的に増加していることを受け、外国につながる子どもの育ちを支え、円滑に教育・保育を利用できるよう配慮することが求められています。

子どもの貧困については、厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査」によると、わが国の7人に1人の子どもが相対的な貧困状況にあり、特に、ひとり親家庭では半数以上が相対的な貧困状況に該当していると報告されています。

こうした背景から、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、対策の一層の推進を図るべく、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記されるとともに、市町村においても子どもの貧困対策の計画策定が努力義務とされました。

(3) 保護者等の働き方の変化

共働き世帯がさらに増加する中では、保護者の働きやすさが安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備に直結します。

国の働き方改革実現会議では、平成 29 年3月に「働き方改革実行計画」が策定され、子育てと仕事の両立がしやすい支援制度の整備等を進めることとされています。また、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組がなされる一方、育児休暇の取得や平日の子どもとの関わりは未だ父母の間で大きな差があり、今後、家庭における性別による役割の固定化等はさらに無くなっていくことが望まれます。

(4) 待機児童解消と保育人材の確保

女性の就業率のさらなる上昇や保育の利用希望の増加が見込まれる中、国では平成 29 年6月に「子育て安心プラン」が発表されました。このプランでは、令和2年度末までに全国の待機児童を解消すること、令和4年度までに女性の就業率 80%に対応できる保育の受け皿を整備することとされています。また、保育の受け皿拡大を進める中、担い手となる保育人材確保のため、処遇改善や新規資格取得者の確保、就労継続、再就職支援など、総合的な対策が進められています。

本市の女性の就業率は年々上昇しており、今後も増加する保育ニーズへの対応が求められます。また、量の確保のみならず、質の高い教育・保育の提供のためには、保育士の業務負担軽減やキャリアアップ支援など、保育士が将来に希望を持ち、充実感を得ながら保育できる環境づくりが求められています。